

# 機関保証制度について

平成27年12月18日（金）

# 1. 機関保証制度とは ①

1. 目的
  - ① 18歳以上自立型社会の確立のため、人的保証に替わる保証制度を提供することで、学生が自立し自らの意思と責任において学ぶことを支援すること、併せて、
  - ② 奨学金に係る保証の在り方を改善し返還をより確実にすることを主な目的として、人的保証に加えて創設されたものである。
  
2. 対象者 平成16年度以降の採用者  
・大学院 ・大学 ・短期大学 ・高等専門学校 ・専修学校(専門課程)
  
3. 保証機関 公益財団法人 日本国際教育支援協会
  
4. 保証審査 審査は行わない。機関保証申込のあった者は全て加入を認める。  
※途中加入者については一部制限あり
  
5. 保証料年率 保証料年率0.7%未満とする。  
現在の保証料率 0.693%
  
6. 保証料徴収方法 原則天引方式(毎月の奨学金から差引徴収)
  
7. 保証期間と保証範囲  
保証期間は貸与開始から返還完了まで。  
保証範囲は元金、利息及び延滞金

# 1. 機関保証制度とは ②

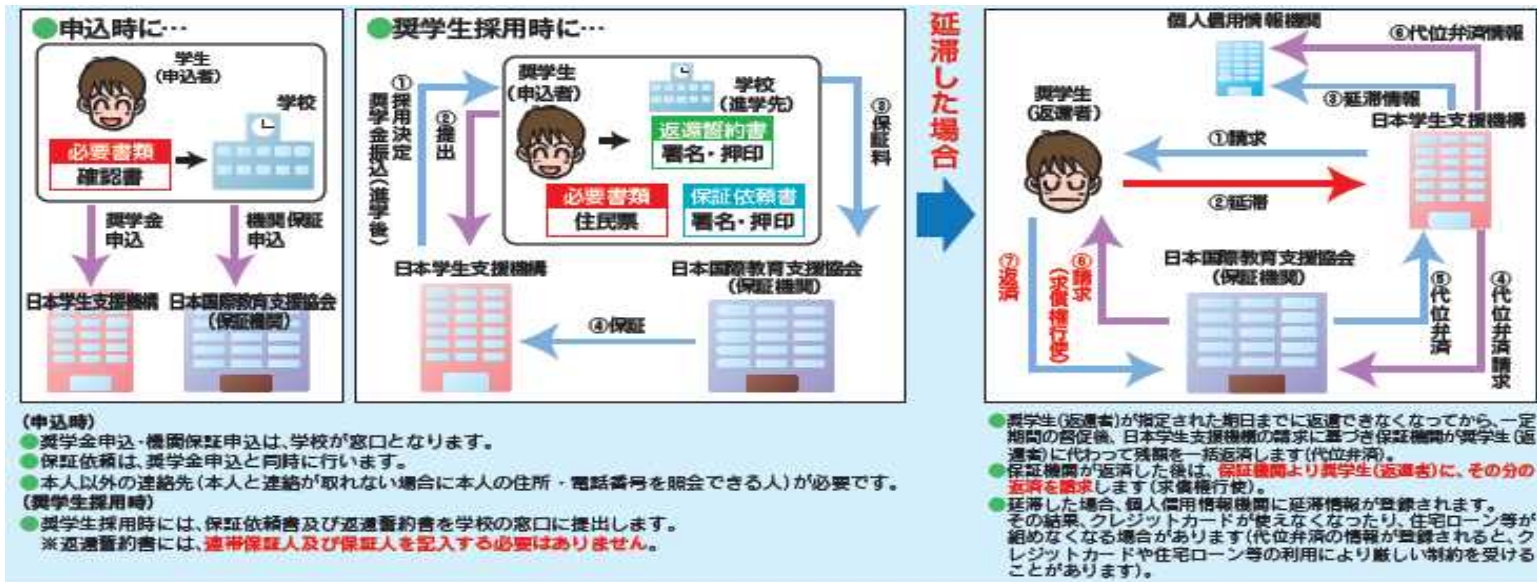
8. 保証料の返戻 繰上げ返還及び返還免除(死亡・心身障害免除又は業績免除)した場合には返還完了後に保証料の返戻を行う。
  
9. 人的保証から機関保証への変更  
連帯保証人あるいは保証人による保証が、本人に責のないやむを得ない事由により受けられなくなり、代替りのものを立てられなくなった場合に限る。  
加入時までの保証料を一括で支払う必要がある。  
奨学金の返還が延滞している場合や破産等債務整理中の場合は申込ができない。  
※機関保証から人的保証への変更は認めない。
  
10. 代位弁済請求(保証債務の履行)  
延滞開始から12月経過後に保証機関に対し代位弁済請求を行う。
  
11. 求償権行使 代位弁済後、保証機関は求償権に基づき債権の回収を行う。
  
12. 国の関与 保証料率などの基本事項については、文部科学大臣の認可事項である日本学生支援機構の業務方法書に規定することで、国が適切に監督する。

## 2. 機関保証と人的保証の違い

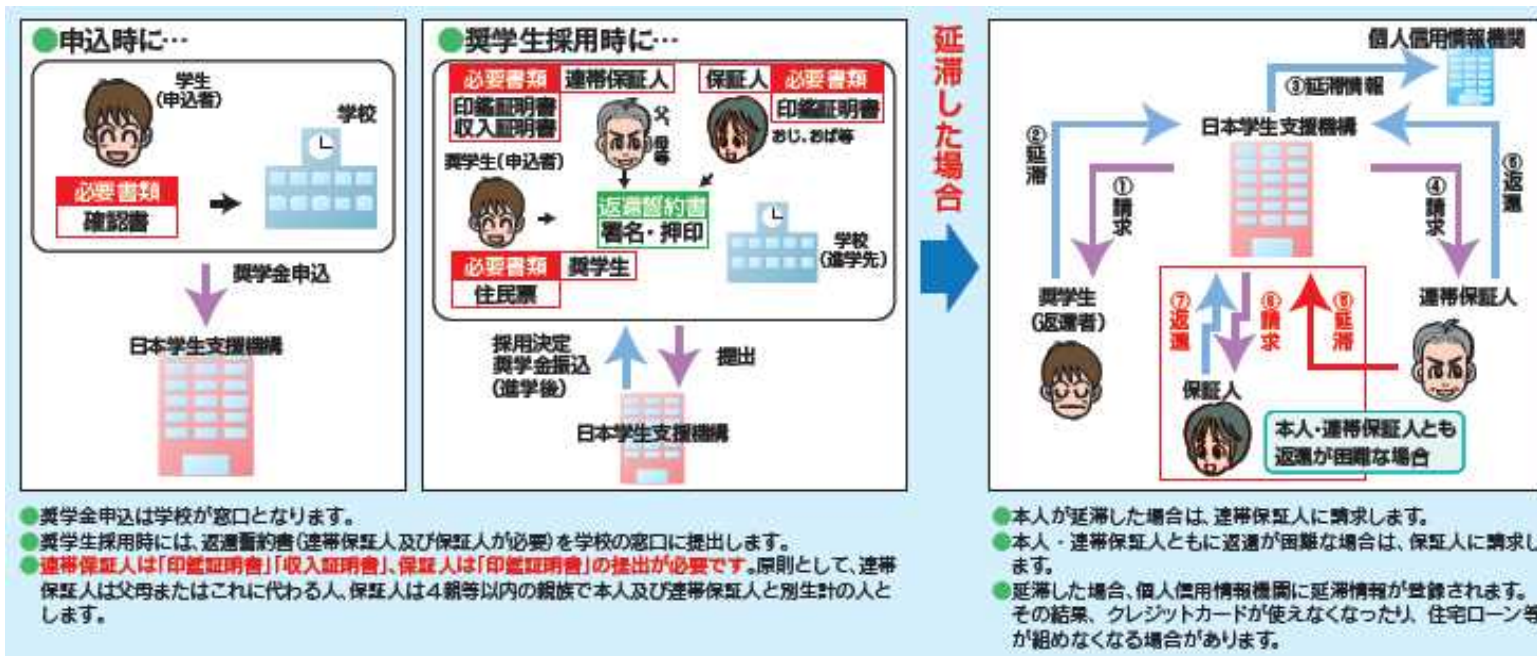
	機関保証	人的保証
保証の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証機関((公財)日本国際教育支援協会)が連帯保証をする。</li> <li>・一定の保証料を支払います。(原則として、毎月の奨学金から保証料を差し引く。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連帯保証人と保証人をそれぞれ選任する。</li> <li>・連帯保証人=父母。父母がいない場合はそれに代わる者。</li> <li>・保証人=原則として4親等以内の親族で、連帯保証人と別生計の者。</li> </ul>
連帯保証人・保証人	不要	要
必要な手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用決定後の返還誓約書を提出時に、「保証依頼書・保証料支払依頼書」を提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用決定後の返還誓約書を提出時に、連帯保証人と保証人を選任し、必要書類を提出する。</li> </ul>
奨学金の返還を延滞した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本学生支援機構からの請求に基づき、保証機関が、返還者に代わって奨学金の返済をする。</li> <li>・その後、保証機関より返還者にその分の返済を請求する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連帯保証人や保証人に対し請求する。</li> </ul>

# 3. 機関保証と人的保証の仕組み

## 機関保証



## 人的保証



# 4. 保証料

## 保証料の目安 (平成26年度採用者の場合)

### 第一種奨学金

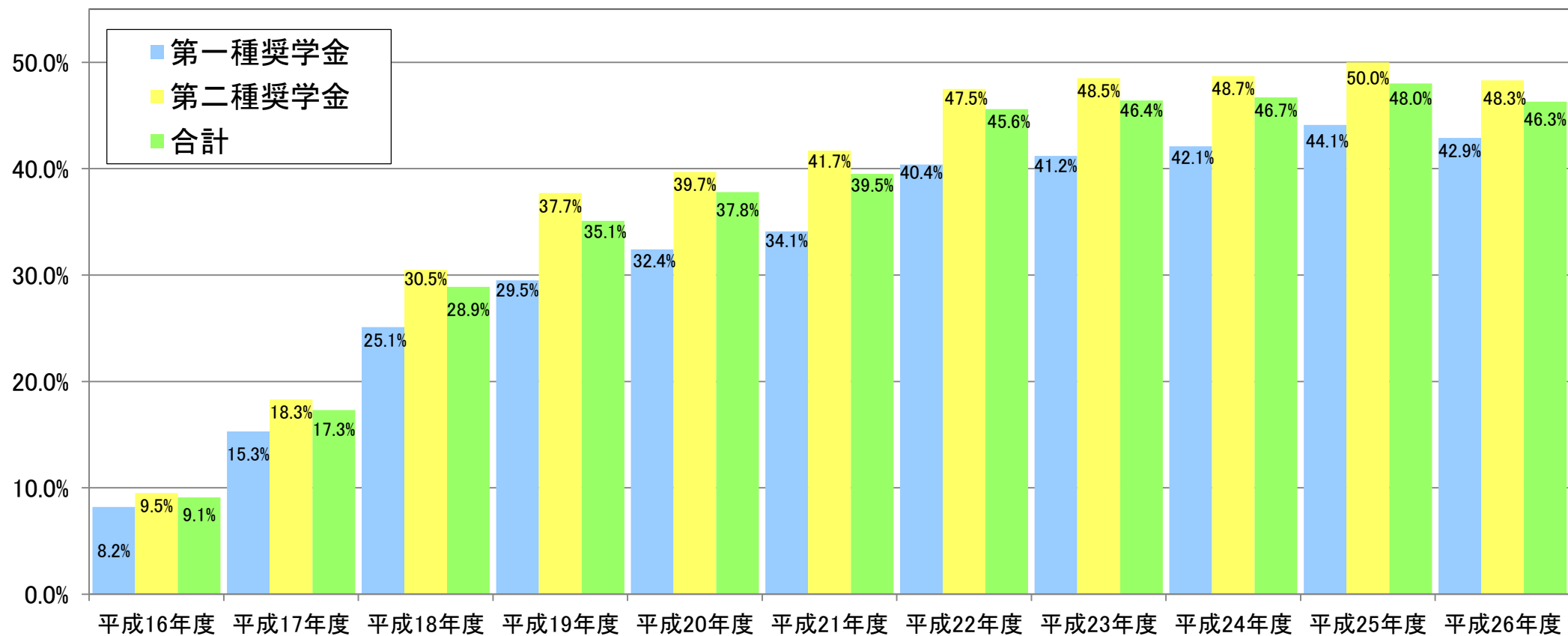
区 分		貸与月額(円)	貸与月数	保証料月額(円)
大 学	国・公立	51,000	48	2,143
	私 立			
短 大 専修(専門)	国・公立	51,000	24	1,820
	私 立			
大 学 院	修士・博士前期課程	88,000	24	3,593
	博士・博士後期課程	122,000	36	6,623

### 第二種奨学金

区 分		貸与月額(円)	貸与月数	保証料月額(円)
大 学		50,000	48	2,141
		100,000	48	5,478
短 大 専修(専門)		50,000	24	1,812
		100,000	24	4,415
大 学 院	修士・博士前期課程	80,000	24	3,113
		130,000	24	6,717
	博士・博士後期課程	80,000	36	3,679
		130,000	36	7,230

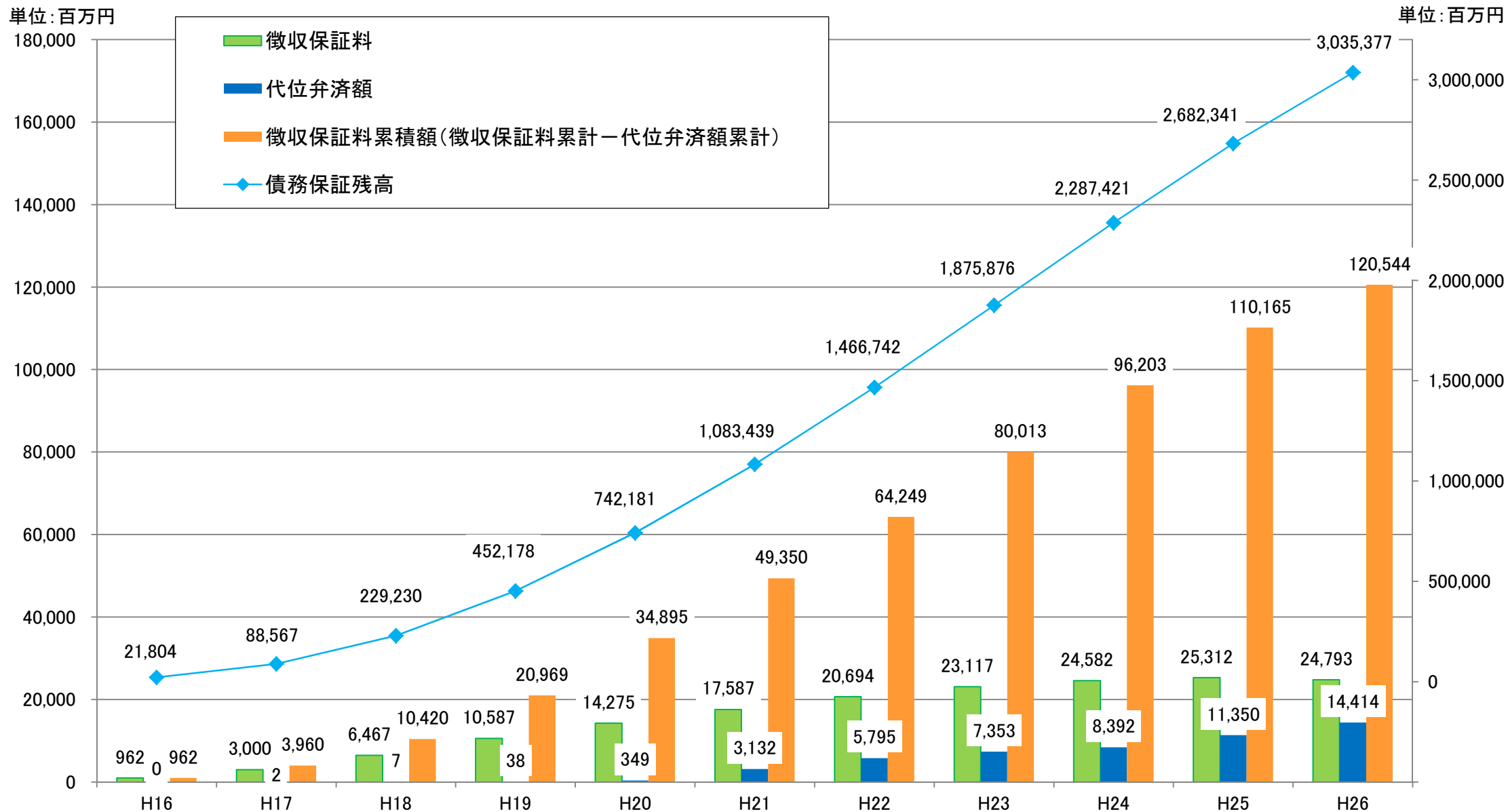
- 表に掲載している以外の例は、奨学金申請時に配布している「奨学金を希望する皆さんへ」もしくは「日本学生支援機構のホームページ」をご覧ください。
- 平成27年度採用者は、表に掲載している保証料月額と異なる場合があります。
- 「奨学金を希望する皆さんへ」に記載している第二種奨学金の保証料月額は、貸与月額に係る貸与利率を上限利率3.0%(年)で計算したものです。

# 5. 機関保証加入割合（第一種・第二種別）



第一種奨学金	8.2%	15.3%	25.1%	29.5%	32.4%	34.1%	40.4%	41.2%	42.1%	44.1%	42.9%
第二種奨学金	9.5%	18.3%	30.5%	37.7%	39.7%	41.7%	47.5%	48.5%	48.7%	50.0%	48.3%
合計	9.1%	17.3%	28.9%	35.1%	37.8%	39.5%	45.6%	46.4%	46.7%	48.0%	46.3%

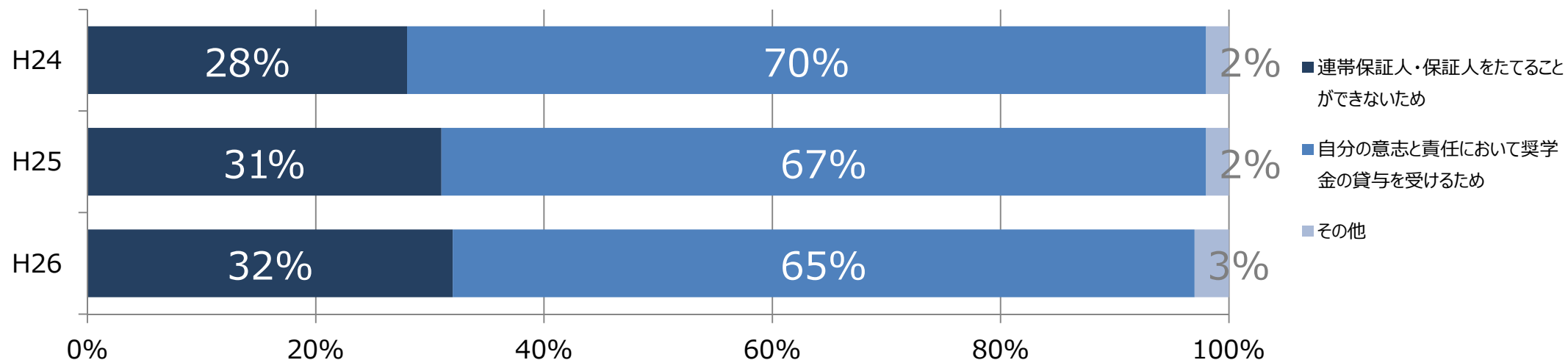
# 6. 機関保証制度の推移



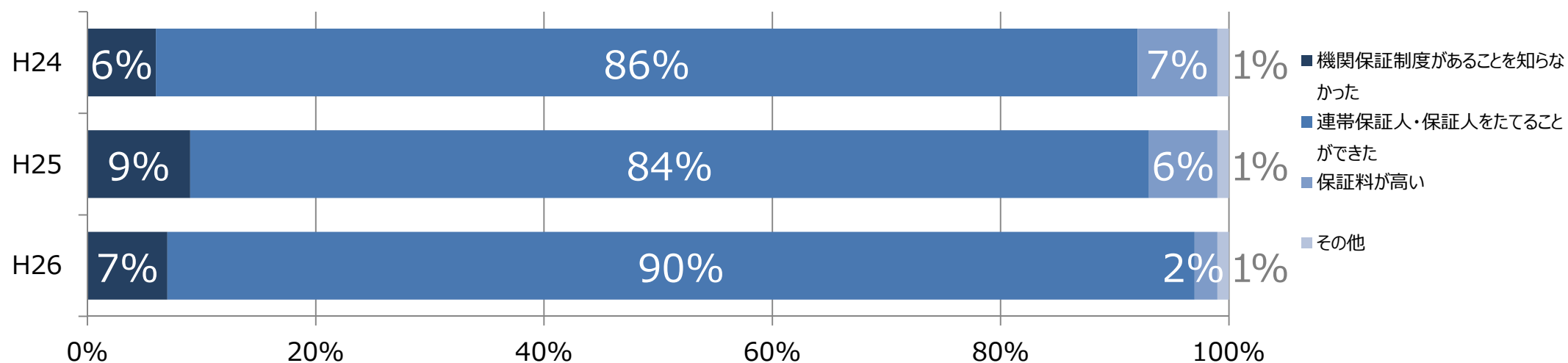


# 7. 機関保証制度に対する意識

## 機関保証への加入理由



## 機関保証に加入しなかった理由



(出典) 日本国際教育支援協会 「機関保証制度に対するアンケート調査結果」より

# 8. 財政収支シミュレーションの実施・検証

## 機関保証制度検証委員会において、機関保証事業の財政収支シミュレーションを毎年度検証

### 条件

- ✓ 奨学金事業が今後も平成27年度の予算規模で継続するものと仮定し、平成51年度までの財政収支シミュレーションを実施。
- ✓ 収入としては保証料、保証料の運用収益、代位弁済後の回収額、また、支出としては代位弁済額、運営経費を考慮。
- ✓ 機関保証選択率が60%まで上昇すると仮定した場合と平成26年度実績(46.2%) 横ばいとした場合を想定
- ✓ 不確定要素の高い代位弁済後の回収率及び保証料の運用金利についてリスクを考慮し、リスクケースを設定

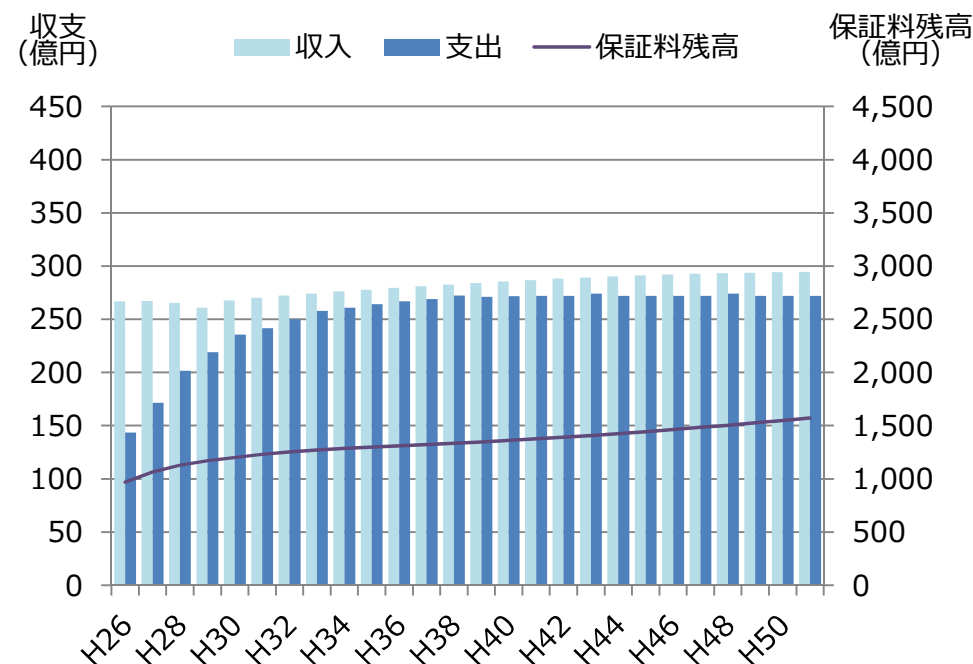
## これまでの検証で、向こう25年間において健全な財政収支が維持されていることを確認している

区分	機関保証選択率	平成51年度	収支相償となる保証料年率
シナリオ1 (中立ケース)	60%までの上昇を想定	37億円黒字	0.631%
シナリオ1 (リスクケース)		11億円黒字	0.672%
シナリオ2 (中立ケース)	平成26年度の実績横ばいを想定	23億円黒字	0.647%
シナリオ2 (リスクケース)		2億円黒字	0.690%

※収支相償とは、平成51年度の単年度収支がゼロと定義

収支相償となる保証料率と現在の保証料率(0.693%)との差は僅少であり、直ちに保証料率の見直しは不要

## ■シナリオ2 (中立ケース) の場合の財政収支シミュレーションの例



### (収支)

(単位：億円)	H26	H31	H36	H41	H46	H51
収入	267	270	279	287	292	295
うち保証料収入	240	214	204	202	202	202
支出	144	242	267	272	272	272
うち代位弁済額	139	233	255	258	257	257
単年度収支	123	28	13	15	20	23

# 9. 機関保証債権額および代位弁済額の推移

